

付 議 第 2 号

地方自治法の規定に基づく委任の協議に関する議案

別紙のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 58 号）の制定に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）が一部改正されたため、委任の内容を改めることについて、知事から協議がありましたので、これに同意することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(26) 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等をする事。

5 高行管第 122 号
令和 5 年 7 月 10 日

高知県教育長 長岡 幹泰 様

高知県知事 濱田 省司

事務の委任の協議について

貴委員会への事務の委任について、地方自治法第 180 条の 2 の規定により、その内容を下記のとおり改めることを協議します。

記

1 改正内容

別紙のとおり

2 改正理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和 5 年法律第 58 号）の制定に伴う「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 77 号）の一部改正により、委任事務に関する規定を変更する必要が生じたため。

3 改正年月日

令和 5 年 9 月 16 日施行

告 示

高知県告示第 号

平成27年3月高知県告示第131号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正し、令和5年9月16日から施行する

令和5年 月 日

高知県知事 濱田 省司

1の(3)中「協議及び高知市長から送付される書類の写し」を「通知」に改め、「及び第18条第2項」を削り、1の(4)中「第18条第3項」を「第18条第2項」に改める。

告 示

◎告示（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部改正

（行政管理課）

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
<p>○地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任（抜粋）</p> <p>1 委任する事務 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）の幼保連携型認定こども園（法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事務 （1）～（2） 略 （3） 法第17条第1項の認可に係る高知市長からの<u>通知</u>の受理（法第17条第4項） （4） 高知市が幼保連携型認定こども園を設置したときに高知市長から提出される書類の受理（<u>法第18条第2項</u>） （5）～（9） 2・3 略</p>	<p>○地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任（抜粋）</p> <p>1 委任する事務 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）の幼保連携型認定こども園（法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事務 （1）～（2） 略 （3） 法第17条第1項の認可に係る高知市長からの<u>協議及び高知市長から送付される書類の写し</u>の受理（法第17条第4項及び第18条第2項） （4） 高知市が幼保連携型認定こども園を設置したときに高知市長から提出される書類の受理（<u>法第18条第3項</u>） （5）～（9） 2・3 略</p>

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）（第13次地方分権一括法）の概要

内閣府地方分権改革推進室

令和5年6月13日成立
令和5年6月16日公布

基本的考え方

- ◆ 平成26年から、地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
 - ◆ 「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）を踏まえ、関係法律の整備を行うもの
- ※ 対応方針（抜粋）：「法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和5年通常国会に提出することを基本とする。」

主な経緯等

- 平成25年
3月 地方分権改革推進本部（本部長：内閣総理大臣）発足
- 平成26年
4月 地方分権改革に関する提案募集の実施方針 決定
（以後、第5次～第12次 一括法成立）
- 令和4年
7月中旬 提案団体からのヒアリング
8月上旬 関係府省からの1次ヒアリング
10月中旬 関係府省からの2次ヒアリング
11月11日 地方分権改革有識者会議「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針案」了承
12月20日 地方分権改革推進本部において、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」決定
- // 同方針を閣議決定
- 令和5年
3月3日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」閣議決定
6月13日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」可決・成立
6月16日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和5年法律第58号）公布

法改正事項の概要

地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等

- ① 罹災証明書の交付に必要な被害認定調査において、被災者の住家に関する情報を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部利用可能に
（災害対策基本法）
- ② 市町村交通安全計画及び市町村交通安全実施計画の作成に係る努力義務規定を「できる」規定に見直し
（交通安全対策基本法）
- ③ 指定都市等における認定こども園の認定又は認可に係る都道府県への事前協議を事前通知に見直し
（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）
- ④ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、森林法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（他5法律*）に基づく事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能に
※不動産登記法、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律、農地法、農地中間管理事業の推進に関する法律及び森林経営管理法
（住民基本台帳法）
- ⑤ 公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価について、廃止（中期計画に適正な業務運営のための指標を追加）
（地方独立行政法人法）
- ⑥ 戸籍証明書等の広域交付について、公用請求を行う市町村による利用を可能に
（戸籍法）
- ⑦ 建築確認等を行う建築主事等について、資格者検定の受検時に必要な実務経験を登録までに習得すれば良いこととするとともに、小規模な建築物に係る建築確認等のみを行う建築副主事等として、資格者検定に合格した二級建築士等で一定の実務経験を習得した者からの任命を可能に
（建築基準法）

改正法律一覧（7法律）

地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等(7法律)

〔災害対策基本法〕

- ・ 罹災証明書の交付に必要な被害認定調査において、被災者の住家に関する情報を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部利用可能に

〔交通安全対策基本法〕

- ・ 市町村交通安全計画及び市町村交通安全実施計画の作成に係る努力義務規定を「できる」規定に見直し

〔就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律〕

- ・ 指定都市等における認定こども園の認定又は認可に係る都道府県への事前協議を事前通知に見直し

〔住民基本台帳法〕

- ・ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、森林法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(他5法律※)に基づく事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能に

※不動産登記法、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律、農地法、農地中間管理事業の推進に関する法律及び森林経営管理法

〔地方独立行政法人法〕

- ・ 公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価について、廃止(中期計画に適正な業務運営のための指標を追加)

〔戸籍法〕

- ・ 戸籍証明書等の広域交付について、公用請求を行う市町村による利用を可能に

〔建築基準法〕

- ・ 建築確認等を行う建築主事等について、資格者検定の受検時に必要な実務経験を登録までに習得すれば良いこととするとともに、小規模な建築物に係る建築確認等のみを行う建築副主事等として、資格者検定に合格した二級建築士等で一定の実務経験を習得した者からの任命を可能に

施行期日

(1) 直ちに施行できるもの → 公布の日(令和5年6月16日)

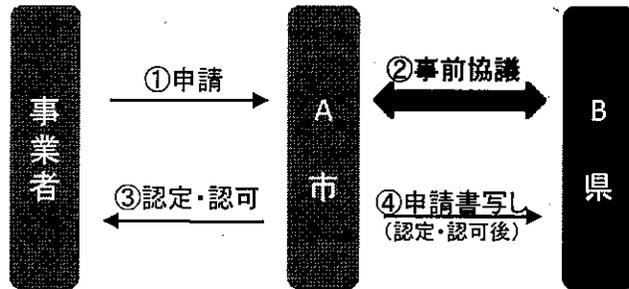
(2) (1)により難しい場合 → (1)以外の個別に定める日

指定都市等における認定こども園の認定又は認可に係る都道府県への事前協議を
事前通知に見直し（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）

（施行日：令和5年9月16日）

現
行

○指定都市等※1の長が認定こども園の認定又は認可※2をしようとするときは、都道府県知事への「事前協議」手続が必要

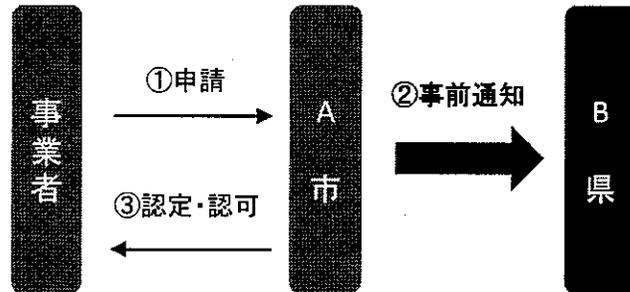


支障

- 指定都市等は、法定された認定・認可要件に該当していれば、原則、認定・認可を行うこととされている。
- 近年の運用状況によると、都道府県から指定都市等に対し、広域調整の観点からの認定・認可そのものに関する意見は出されていない。
- 指定都市等の長は、都道府県知事に対して事前協議を実施した上で、認定・認可後に、改めて申請書の写し等の書類を送付するという、手続の重複が生じており、指定都市等の負担となっている。

見
直
し
後

○指定都市等の長から都道府県知事への事前協議を事前通知に改正する



効果

- 指定都市等の認定・認可に係る手続の効率化が図られ、地方公共団体の事務負担が軽減



※1 指定都市及び中核市をいう。

※2 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は「認定」、幼保連携型認定こども園は「認可」

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号) 抜粋

〔設置等の認可〕

第十七条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第三項、第六項及び第七項並びに次条第一項において同じ。）の認可を受けなければならない。

4 指定都市等の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

〔都道府県知事への情報の提供〕

第十八条 第十六条の届出を行おうとする者又は前条第一項の認可を受けようとする者は、第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

2 指定都市等の長は、前条第一項の認可をしたときは、速やかに、都道府県知事に、前項の書類の写しを送付しなければならない。

3 指定都市等の長は、当該指定都市等（当該指定都市等が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）が幼保連携型認定こども園を設置したときは、速やかに、第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任(平成 27 年 3 月 24 日告示第 131 号) 抜粋

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき、知事の権限に属する事務を次のとおり委任する。

1 委任する事務

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「法」という。）の幼保連携型認定こども園（法第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事務

(1) ～ (2) 略

(3) 法第 17 条第 1 項の認可に係る高知市長からの協議及び高知市長から送付される書類の写しの受理（法第 17 条第 4 項及び第 18 条第 2 項）

(4) 高知市が幼保連携型認定こども園を設置したときに高知市長から提出される書類の受理（法第 18 条第 3 項）

(5) ～ (9) 略

2 委任の相手方

高知県教育委員会

3 委任する年月日

平成 27 年 4 月 1 日。ただし、幼保連携型認定こども園の設置の認可に係る準備行為に関することにあつては、同年 3 月 24 日